

行田市県産木材活用促進支援事業補助金のご案内

市内において、埼玉県産木材を使用して住宅等を建築・リフォームされる方または木塀等を設置される方に補助金を交付します。

市が実施している住宅改修資金補助制度との併用ができます。

補助対象者

- 行田市に在住の方または行田市内に事業所を有する方
- 建築工事等を行う住宅等の所有している方
- 市税等の滞納がない方

補助対象工事

- 住居部分及びその住宅に附帯する施設、店舗、倉庫等に関する新築、増築、改装工事
または木塀等（ウッドデッキ含む）の設置工事
- 令和7年4月1日以後に着工し、令8年3月31日までに完了した工事

補助金額

使用した県産木材の購入額（消費税および地方消費税の額を除く）の2分の1（1,000円未満切り捨て）上限20万円
（行田木材組合加入業者（※裏面参照）から県産木材が納入される場合は30万円）

提出書類

- ① 県産木材活用促進支援事業費補助金交付申請書兼請求書
- ② さいたま県産木材認証センターが発行する「県産木材販売伝票」の写し
- ③ 県産木材の使用量・使用箇所を明らかにした書類（県産木材使用内容内訳書）
- ④ 領収書の写し ※必要に応じ県産木材納入にかかる費用明細書の添付もお願いします。
- ⑤ 当該補助事業実施前後の写真
- ⑥ 建築基準法第7条に基づく検査済証の写し（建築確認申請が必要な建築に限る。）

※申請に必要な書類は、農政課で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

申込期限

工事が完了した日の属する年度の末日まで

提出先

行田市役所 農政課（郵送でも受け付けています）

その他

工事が完了し、支払い後に申請してください。

問い合わせ先 行田市役所農政課 TEL：580-3013